

# 所得 税

## 確定申告後でも

### 修正・訂正・更正が可能です

確定申告書を提出した後、所得金額や所得控除額・税額などに誤りを見つけたときは、次のような手続きをして正しい申告額に直してください。

◎申告額を三月十五日までに訂正する場合

正しい額に直した確定申告書を再提出していただくわけですが、その際には、再提出していただく申告書の上に、赤書きで「訂正申告」の文字と「当初の申告書の提出年月日」を記入してください  
◎三月十五日が過ぎてから、収入もれや計算誤りなどのため、申告納付した税金の額が少ないことに気づいた場合

正しい額を記入した修正申告書（用紙は税務署にあります）を提出してください。その場合、追加となる税金は修正申告書の提出と同時に納めることになっています。  
なお、追加納付する税金には延滞税がかかることがあります。

◎三月十五日が過ぎてから、申告した所得が多すぎたなどで、税金が納めすぎとなっていることに気づいた場合

正しい額に訂正を求める「更正の請求書」（用紙は税務署にあります）を提出してください。税務署では提出された「更正の請求書」に基づいて調査を行い、納めすぎであれば税金をお返しいたします  
なお「更正の請求」のできる期間は五十一年三月十五日までです。

## 保母になる方のために



保育所、養護施設等の児童福祉施設において入所児童の保育や養護に従事する保母さんは、児童の日常生活の中で一番身近にいるよい指導者の一人です。  
ですから、保母を志望する方は児童福祉事業と自分の職務について正しい理解を持つとともに、児童を適切に指導していきける専門的な知識や技術を修得しておかなければなりません。

保母になるには、保母の資格が必要であり、資格をとるためには次の二つの方法があります。  
▽保母の資格をとる方法

- 一、厚生大臣が指定する保母養成所等を卒業すること。
- これは、大学・短期大学・保母養成施設等があり、二年以上（夜間部は三年以上）の修業期間内に、福祉・保育・心理・保健等に関する専門教科目を履修します。
- 二、保母試験に合格すること。
- (一)受験資格
- ①高校卒業者またはそれに相当

する資格があると認められた者  
②十八歳以上になってから三年以上児童福祉施設で児童保護の実務経験がある者などです。

- (二)試験科目 ①社会福祉事業一般 ②児童福祉事業概論 ③児童心理学及び精神衛生 ④保健衛生及び生理学 ⑤看護学及び実習 ⑥栄養学及び実習 ⑦保育理論 ⑧保育実習、以上八科目を、三年以内合格すれば保母の資格がとれます。なお、詳細については、社会部婦人児童課児童育成係（電話、千葉(2)1-2324）までお問い合わせください。

## 県営住宅の入居

### 三月上旬に募集

横芝小学校近くの大島団地内に増築された県営住宅の入居者の募集は次の予定で行なわれます。

### 申込受付及び場所

三月上旬、横芝町役場建設課で行います。なお、入居は四月上旬の予定です。建物は、簡易耐火構造二階建、家賃は一万六千円〜一万八千円。

## 母子年金の受給要件

### 年金相談コーナー

問、夫が死亡して母と子二人が残されましたが、国民年金に加入していると母子年金が受けられると聞きました。

答、二年しか保険料を付けていないし、暮しにも困りませんが、母子年金を受けられるでしょうか

答、母子年金を受けられるには、つぎの1から4までの条件を満たしている必要があります。

- 1、夫が死亡した場合。2、妻が被保険者であつて、夫の死亡日の前日において所定の保険料拠出要件を満たしていること。

3、妻が夫の死亡の当時、夫によつて生計を維持されていたこと。4、妻が夫の死亡当時、妻または夫の十八歳未満の子があるか、または、一定の廃疾状態にある二十歳未満の子と同一の生計にあること。

この中で、2の所定の保険料拠出要件とは次の通りで、そのいずれかにはあてはまればよいのです。

- (イ)死亡日の属する月の前月までに保険料納付済期間が十五年以上あること。
- (ロ)死亡日の属する月の前月までに

に保険料納付済期間が五年以上あつて、かつ、その期間が被保険者期間から保険料免除期間を差し引いた期間の三分の二以上あること。

(イ)死亡日の属する月前における最近の基準月の前月までにおける最近の一年が保険料納付済期間で満たされていること。

(ロ)死亡日の属する月前における最近の基準月の前月までにおける最近の一年が保険料納付済期間で満たされていること。

以上の条件のいずれかを満たしていれば、資産や所得の有無にかかわらず、母子年金は受けられます。